

別表（第3条、第7条関係）

1 対象事業	2 事業分類	3 事業実施主体	4 対象経費	5 間接交付主体	6 上限額	7 重要な変更	8 申請添付書類	9 実績添付書類
鳥取県魚を育む内水面漁業活動支援事業	河川及び湖沼内の水産資源増殖	県内の内水面漁業協同組合又はその他の団体	(1)事業を実施するために必要な報償費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費に限る）、役務費、委託料、使用料・賃借料及び備品購入費。ただし、漁業権が設定された魚種に係る事業（(2)を除く）に要する経費を除く。 (2)アユの県内産人工種苗の放流を行う場合、当該漁協が「県内産アユ人工種苗」の放流に要する種苗購入経費のうち、当該購入経費と過去3年の放流実績の平均値の差額分。	千代川漁業協同組合、天神川漁業協同組合及び日野川水系漁業協同組合は1団体当たり2,000千円を上限とし、その他の団体は1団体あたり1,000千円を上限とする。なお、報償費に係る1人当たりの交付額は、水産課長が別途通知する額を上限とする。	千代川漁業協同組合、天神川漁業協同組合及び日野川水系漁業協同組合は1団体当たり2,000千円を上限とし、その他の団体は1団体あたり1,000千円を上限とする。なお、報償費に係る1人当たりの交付額は、水産課長が別途通知する額を上限とする。	次のいずれかの項目に該当する場合 ・事業分類の追加 ・補助対象経費の増額	様式第1号 様式第2号 様式第3号	様式第1号 様式第2号 様式第3号 事業実施状況を撮影した写真 契約書、請書等の写し（備品購入の場合） 備品の検収書及び写真（備品購入の場合） 支払を証明する書類
	鳥獣による内水面漁業活動への被害の防除		様式第1号 様式第2号 様式第3号 事業実施予定場所の位置図				様式第1号 様式第2号 様式第3号 事業実施場所の位置図（鳥獣の捕獲以外の場合） 捕獲の実施場所、実施時間、従事者及び捕獲の実績等がわかる資料（鳥獣の捕獲の場合） 契約書、請書等の写し（備品購入、鳥獣の捕獲又は調査等を委託する場合） 検収書及び写真（備品購入の場合） 支払を証明する書類	
	内水面漁場環境の改善		様式第1号 様式第2号 様式第3号 事業実施予定場所の位置図				様式第1号 様式第2号 様式第3号 事業実施場所の位置図 事業実施状況を撮影した写真 契約書、請書等の写し（備品購入又は調査等を委託する場合） 検収書及び写真（備品購入の場合） 支払を証明する書類	
	内水面漁業又は環境保全活動の普及啓発		様式第1号 様式第2号 様式第3号				様式第1号 様式第2号 様式第3号 事業実施状況を撮影した写真（講習会の開催の場合等） 配布資料（講習会の開催の場合等で作成している場合） 成果物（釣り場地図等の作成の場合） 支払を証明する書類	
	その他魚を育む川づくり等に寄与する事業		様式第1号 様式第2号 様式第3号				様式第1号 様式第2号 様式第3号 事業実施状況を撮影した写真（撮影することができる場合） 契約書、請書等の写し（備品購入の場合） 検収書及び写真（備品購入の場合） 事業実施を証明する書類 支払を証明する書類	
	ふれあい促進支援事業		○				補助対象経費の増額	様式第1-2号 様式第2-2号 様式第3号

(注) 委託料は県内事業者が実施したものに限る。ただし、やむを得ない事情により県内事業者への発注が困難であると県が認めた場合については、この限りではない。